

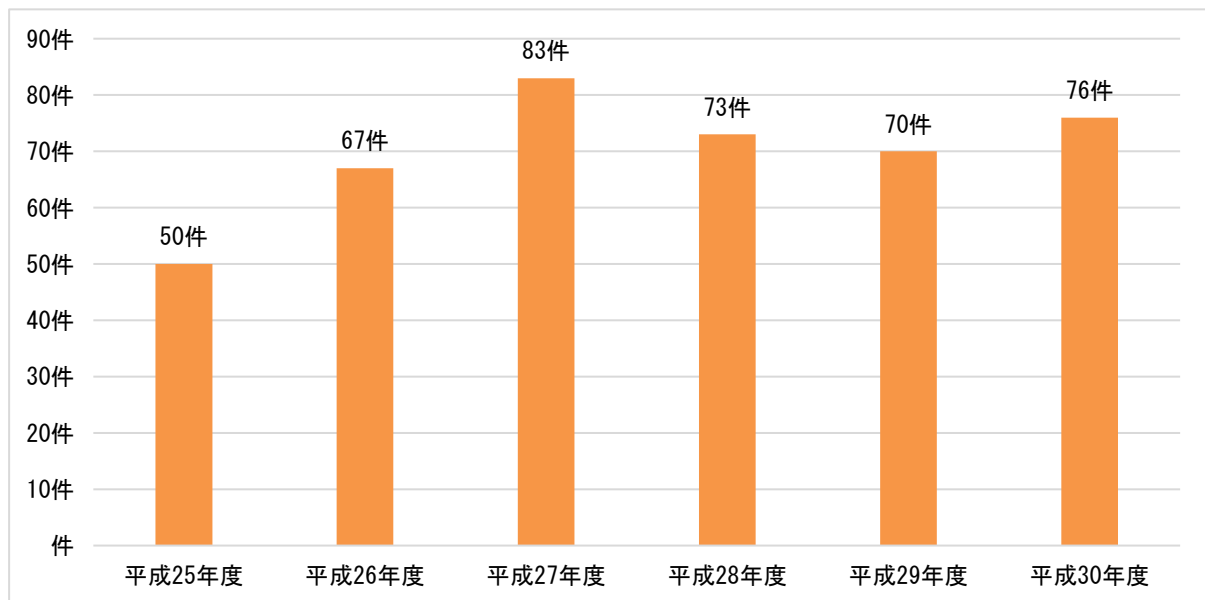
## 基本方針Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を推進していくには、市民一人ひとりが健康で、いきいきと暮らしていける社会づくりが重要です。

近年ではドメスティック・バイオレンス<sup>※1</sup>（以下「DV」という。）、デートDV<sup>※2</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>※3</sup>（以下「セクハラ」という。）、性暴力による被害が社会問題化していますが、これらは重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性で、SDGsにおいても女性や女児に対する暴力の根絶がうたわれています。

市に設置している婦人相談員及び無料法律相談を行う弁護士のもとには DV に関する相談が毎年 70 件程度あり（図Ⅲ－1）、相談内容に応じた支援と心のケアを行っています。



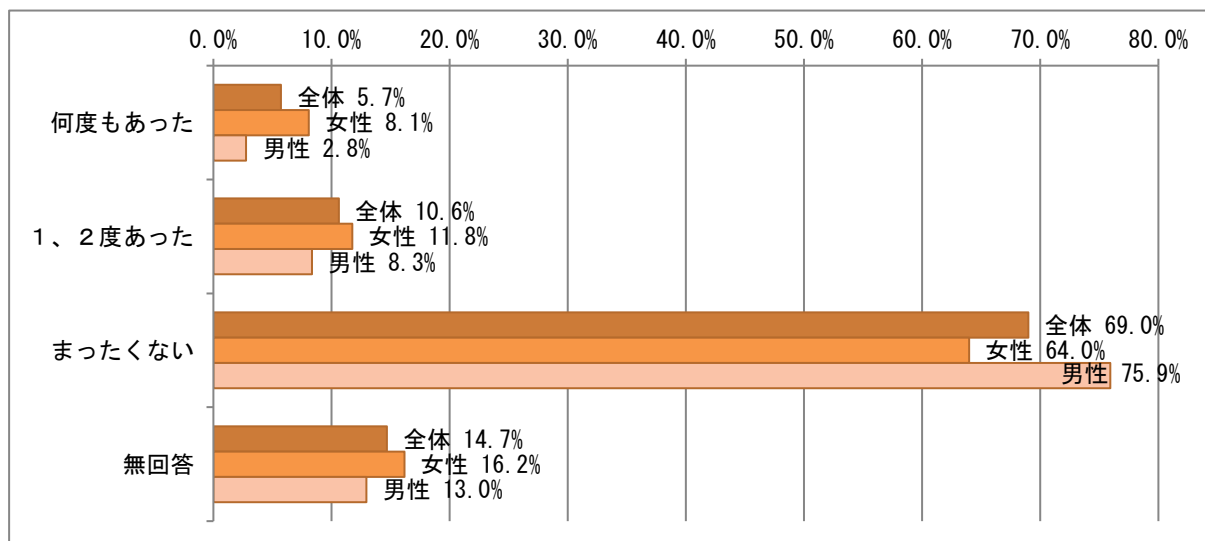
【図Ⅲ－1 DV相談件数（実人員）】

（平成31年3月 福祉課調べ）

### <<用語説明等>>

- ※1 ドメスティック・バイオレンス：夫婦その他の男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為（水俣市男女共同参画まちづくり条例第2条第5号）
- ※2 デートDV：交際相手から受ける暴力。特に、中高生などの若い世代で問題となっている。
- ※3 セクシャル・ハラスメント：あらゆる場において性的な言動により相手方を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為（水俣市男女共同参画まちづくり条例第2条第6号）

DV 被害の有無を尋ねた質問（図Ⅲ－２）では、回答者の 16.3%が実際に身体的暴力や心理的暴力などの DV 被害を受けた経験があるとし、女性の被害が多い傾向にあります。事業所を対象とした調査で、セクハラの有無について尋ねた質問（図Ⅲ－３）では 12%が「あった」と回答しています。



※暴力の例として、下記のとおり設問に記載した上で回答

身体的暴力：身体に対する暴行

心理的暴力：暴言や脅迫

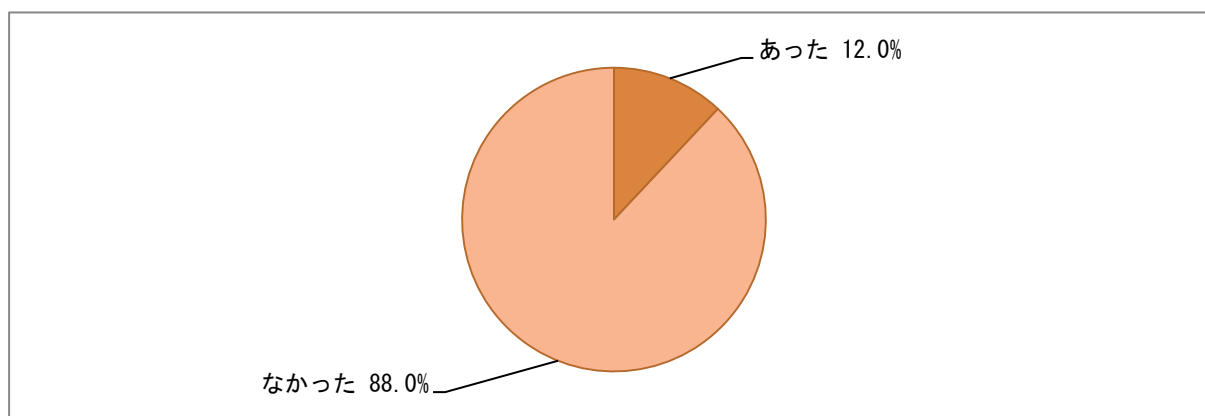
性的強要：性的行為の強要

経済的暴力：生活費を渡さない、自分は働かずに働くことを強要するなど、経済的基盤の支配

社会的暴力：行動を管理する、外出や電話・メールをチェックするなど、社会的生活の制限

【図Ⅲ－２ DV 被害の有無】

（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）



【図Ⅲ－３ セクハラの有無】

（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査より）

これらの被害は、被害を受けても相談につながっていないケースもあるため、予防・啓発に加えて、相談体制の整備と被害者の支援をしていく必要があります。

家庭生活においては、少子高齢化、核家族化、家族の働き方の多様化等により、生活環境は大きく変化しています。女性の就業が進む一方、依然として子育て・介護等の負担は女性に偏っており、男性の参画は進んでいない現状があります。また、男性自身も日々の健康問題や生活困窮、勤務問題等による不安から自ら命を絶ってしまう事例もあります<sup>※1</sup>。現代のライフスタイルに応じた子育て支援の充実、健康寿命の延伸・介護予防を図り、かつ、不安を抱える人に対しては、周囲が気づき、適切な相談対応を行う体制を整備していく必要があります。

また、性的少数者（LGBT等）<sup>※2</sup>の割合は、人口の8.9%<sup>※3</sup>と推定されていますが、理解が進んでおらず、偏見や差別が生まれており、それらを避けるため自己を偽って生活している人も少なくありません。

それぞれの個性が能力、ライフステージに応じ、生涯に渡って心身ともに健康で自分らしく暮らしていけるように、地域での支えあいが必要です。

<<用語説明等>>

- ※1 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」によると、平成24（2012）年～平成28（2016）年の水俣市内における自殺者数は男性23人、女性8人となっている。
- ※2 性的少数者（LGBT等）：性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者（Lesbian/Gay）、両性愛者（Bisexual）、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人（Transgender）等
- ※3 電通ダイバーシティ・ラボによる調査結果。平成30（2018）年10月に、全国の20歳～59歳の個人6万人を対象にインターネットで調査を行った。有効回答者数6,229人

**【施策の方向1】 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくり**

恋人や配偶者間の暴力であるDVやセクハラ問題、性暴力等の暴力は重大な人権侵害です。女性に対するあらゆる暴力を許さない社会をつくるための啓発、その予防・防止・早期発見に努めるとともに、被害者に対する支援を行います。



**(☆ターゲット5.2)**

人身売買や性交、その他の種類の搾取など、全ての女性及び少女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる分野形態の暴力を排除する。

**【施策の内容】**

(1) DV、セクハラ、性暴力等の予防及び根絶 **★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
①DV、セクハラ、性暴力等に対する相談体制の充実	(ア)家庭・婦人相談員の配置、資質の向上 (イ)無料法律相談の実施 (ウ)関係機関（国、県、警察等）への相談・連携の強化	福祉課 福祉課 福祉課
②DV、セクハラ、性暴力等の予防及び根絶への意識啓発	(ア)パンフレット等による啓発活動 (イ)デートDVなどの予防啓発 (ウ)DV、セクハラ、性暴力等の予防に係る研修会、出前講座の実施	福祉課 福祉課 福祉課、企画課

(2) 被害者の保護及び支援体制の充実 **★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
①DV、セクハラ、性暴力等に対する相談体制の充実 [Ⅲ-1-(1)-①（再掲）]	(ア)家庭・婦人相談員の配置、資質の向上 (イ)無料法律相談の実施 (ウ)関係機関（国、県、警察等）への相談・連携の強化	福祉課 福祉課 福祉課
②被害者の安全な保護体制の充実	(ア)一時保護体制（シェルター等）の充実 (イ)学校・関係機関との連携強化	福祉課 教育総務課
③被害者の自立支援に向けた環境整備	(ア)住宅確保（公営住宅等）の支援 (イ)就労活動の支援 (ウ)子どもの状況に応じた支援	都市計画課 福祉課 教育総務課
④関係機関との連携	(ア)学校・関係機関との連携強化 [Ⅲ-1-(2)-②-(イ)（再掲）] (イ)庁内関係課の連携強化	教育総務課 福祉課、市民課、いきいき健康課、関係課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
配偶者暴力相談支援センター※1の設置	未設置	設置
DVに関する相談機関の認知率（市民意識調査で相談窓口を認知している人の割合）	88.7%※2	100.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 普段の言動に相手の人権を侵害する行為がないか見直しましょう。
- DVやセクハラ、性暴力の被害にあったら一人で悩まず、早目に相談しましょう。
- 事業所では、セクハラ等について正しく理解し、セクハラ等のない職場環境づくりに努めましょう。

<<用語説明等>>

- ※1 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力被害者支援の中心的な役割を担う機関であり、市が設置する場合、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を行う。
- ※2 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。

**【施策の方向2】 子育て支援の充実**

誰もが安心して子どもを産み、育てていく環境を充実させるとともに、家庭における子育てに対する女性の負担を軽減します。

**【施策の内容】**

(1) 子育てに関する支援体制づくり **★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
① 子育てに関する相談体制の充実	(ア) 子育てに係る相談窓口の充実（利用者支援事業の実施等） (イ) 新生児訪問、各乳幼児健診等での訪問、来所電話での相談受入 (ウ) 精神発達相談等の実施 (エ) 就学相談の実施 (オ) スクールソーシャルワーカーの配置 (カ) 就学援助事業の実施と制度周知	福祉課 いきいき健康課 いきいき健康課 教育総務課 教育総務課 教育総務課
② 子育て支援のための情報提供	(ア) 広報紙、HP等を活用した子育て支援情報の提供 (イ) 電子母子手帳の運用 (ウ) 各種健診、医療制度等の情報提供	福祉課、いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課
③ 乳児、小児を安心して育てられる医療体制の充実	(ア) 民間医療機関と医療センターとの小児科医師、夜間救急等医療体制の連携 (イ) 子ども医療費助成制度の実施	いきいき健康課 いきいき健康課
④ 子育て支援制度の充実	(ア) 保育体制の充実 (イ) 子育て短期支援事業の実施 (ウ) ファミリーサポート事業の実施 (エ) 病児・病後児保育の充実 (オ) 放課後の居場所づくり	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 関係課
⑤ こどもセンターの充実	(ア) こどもセンター運営計画の策定及び推進 (イ) 子育て支援拠点事業の推進 (ウ) 児童館事業の推進	福祉課 福祉課 福祉課
⑥ 子育て世帯への経済的支援制度の充実	(ア) 子育て世帯への新たな経済的支援制度の検討、充実	福祉課
⑦ 各機関との連携	(ア) 子ども・子育て会議の運営 (イ) 保育所、幼稚園、こども園、関係機関との連携強化 (ウ) 療育に係る庁内関係機関との連携強化	福祉課 福祉課、いきいき健康課、教育総務課 いきいき健康課

(2) ひとり親家庭への支援体制づくり

具体的施策	取組内容	担当課
① 子育てに関する相談体制の充実	(ア) 母子自立支援員（婦人相談員）の配置、資質の向上 (イ) 子育てに係る相談窓口の充実 [Ⅲ-2-(1)-①-(ア)（再掲）]	福祉課 福祉課
② ひとり親家庭等への子育て等の生活支援	(ア) 一時的な保育や家事援助を要する家庭に対する家庭生活支援員の派遣	福祉課
③ ひとり親家庭の生活安定への援助	(ア) ひとり親等医療費助成制度の実施 (イ) ひとり親家庭への就労支援 (ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付	福祉課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
子育て世代包括支援センター※1の設置	未設置	設置
子ども家庭総合支援拠点※2の設置	未設置	設置
子育て支援サービス等の利用者支援員※3の配置	未設置	1箇所
こんにちは赤ちゃん事業（乳児戸別訪問事業）実施率	96.9%	100%
子育て支援サービス等が充実し、子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合（子育て支援サービスの満足度）	10.9%※4	50.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 家庭の中では、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共に協力しあい、安心して子育てができるよう、子育てに関する知識・制度についての情報を収集し、活用しましょう。
- 子育てについては、地域全体で支えあうという意識をもち、協力しあいましょう。
- 事業者は、子育てに関する情報等を積極的に取り入れ、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めましょう。

<<用語説明等>>

- ※1 子育て世代包括支援センター：関係機関と情報共有・連携をして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援機能を持つ仕組み
- ※2 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭等を対象に、各種相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うとともに、要支援児童及び要保護児童への支援を含む子ども家庭支援全般を行う拠点
- ※3 子育て支援サービス等の利用者支援員：利用者のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談対応、利用支援等を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援する。
- ※4 本市との連携協定に基づき慶應義塾大学が平成29（2017）年1月に全世帯を対象に実施した水俣市民意識調査の結果による。

**【施策の方向3】 男女が共に心豊かに元気に暮らす社会づくり**

一人ひとりが自分らしく、安心して心豊かに暮らしていくためには、心と身体の健康が大切です。

互いの身体の特徴や考え方を理解し、ライフステージや個性にあった心と身体の健康増進に取り組みます。

**【施策の内容】**

(1) 個性に応じた、生涯にわたる健康づくりの推進

具体的施策	取組内容	担当課
①性と性の多様性を尊重する意識づくり	(ア)市役所で作成する性別を記載する書類の見直し (イ)性に関する教育の実施	関係課 教育総務課
②ライフステージに応じた心と体の健康づくりの推進	(ア)総合健診・複合健診、及び子宮頸がん・乳がんの個別検診の実施 (イ)胃内視鏡検査による胃がんの個別検診の導入 (ウ)41歳・50歳無料総合健診の実施 (エ)生きる支援推進プラン（自殺対策計画）の推進 (オ)特定健診及びがん検診の受診啓発と特定保健指導の実施 (カ)介護予防事業等での高齢者の健康教育の実施	いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課 いきいき健康課、市民課 いきいき健康課、市民課
③健康づくり・生きがいづくりとしての生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興	(ア)市民スポーツ大会等の実施、競技スポーツの推進 (イ)出前スポーツ教室の実施	スポーツ振興課 スポーツ振興課

(2) 地域社会で高齢者を支える体制づくり

具体的施策	取組内容	担当課
①地域と一体となった介護予防の推進 [Ⅱ-2-(1)-④(再掲)]	(ア)まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業の実施 (イ)長寿・健康増進事業の実施	いきいき健康課 市民課
②高齢者の地域活動や生きがいづくりの推進	(ア)自治会活動の充実 (イ)シルバー人材センター及び老人クラブの活動に対する助成	企画課 いきいき健康課
③要介護高齢者へのサービスの充実、質の向上 [Ⅱ-2-(1)-⑤(再掲)]	(ア)介護保険事業者同士の連携、情報交換や研修機会の提供 (イ)地域ケア会議の開催	いきいき健康課 いきいき健康課



（３）障がい者の自立を支える福祉の充実

具体的施策	取組内容	担当課
① 地域生活支援事業の実施	(ア)日常生活支援、相談支援等の実施	福祉課
② 障害福祉サービスの充実	(ア)自立支援給付を中心とした総合的なサービスの実施	福祉課
③ 障がい者の社会参加への支援	(ア)障がい者の社会参加支援と生きがいづくり (イ)障がい者の雇用・就労の推進	福祉課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
特定健診※ <sup>1</sup> 受診率	31.3%	60.0%
特定保健指導率	35.0%	60.0%
まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業（通いの場）の参加者数	734人	924人
水俣・津奈木シルバー人材センター会員数	361人	451人
障がい者の就労系サービス利用者数	2,413人	2,791人

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 互いの個性を認め合い、受け入れる社会をつくりましょう。
- 市民一人ひとりが健康について関心を持ち、日常生活の中で健康増進に努めましょう。
- 事業者は、健康づくりに対する機会を提供するとともに、高齢者や障がい者の就業の場の拡充に対して理解し、できる限り支援しましょう。

<<用語説明等>>

※1 特定健診：厚生労働省により平成20（2008）年度から実施が義務付けられた、内臓脂肪肥満に着目した健康診査。